

用語の説明

1. 適用事業所数

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第5条）。

2. 被保険者数

適用事業に雇用される労働者であって、法第6条各号に掲げる者以外の者の数をいう（法第4条第1項）。

3. 保険料収納済額

雇用保険の適用事業の事業主から徴収法の規定に基づき、政府が収納した労働保険料のうち雇用保険に係る額をいう。

4. 離職票交付枚数

公共職業安定所長が、離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。

5. 離職票提出件数

基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする者が、公共職業安定所に出頭して離職票を提出した件数をいう。

6. 受給資格決定件数

離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受ける資格ありと決定した件数をいう。

7. 受給要件確認件数

雇用継続給付を受けようとする者が行った受給資格確認手続に基づき、公共職業安定所長が雇用継続給付の支給を受ける要件を満たすと確認した件数をいう。

8. 初回受給者

- (1) 同一受給期間内における基本手当等の第1回目の支給を受けた者の数。
- (2) 雇用継続給付の第1回目の支給を受けた者の数。

9. 受給者実人員

同月内に求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）又は就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の延数をいう。

10. 支給終了者数

基本手当所定給付日数分等の各給付の支給を満了した受給資格者の数をいう。

11. 給付制限件数

公共職業安定所長が受給資格者に対し、次に掲げる理由により一定期間基本手当を支給しないことを決定した件数をいう。

- (1) 受給資格者が、正当な理由がなく公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだこと（法第32条）。
- (2) 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職したこと（法第33条）。

12. 日雇印紙保険料額

徴収法第23条の規定により納付された印紙保険料額をいう。

(参考)

(注) 解説は平成 26 年度末に適用されている法令に基づき記述している。

1. 適用事業

雇用保険は、全産業に対して適用され、労働者が雇用される事業は、全て適用事業となる。ただし、農林水産の事業であって政令で定めるもの（法人以外の事業主が行う事業であって、常時 5 人以上の労働者を雇用する事業以外のもの）は、当分の間、暫定的に任意適用事業とされている（法附則第 2 条）。

2. 被保険者

雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。

〈適用が除外される主な労働者〉（法第 6 条）

- 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者
- 同一の事業主に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者
- 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く）であって、4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者又は 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者
- 65 歳以上に達した日以降に雇用される者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する者を除く）
- 公務員
- 昼間学生

3. 被保険者の種類と求職者給付等

区 分	説 明	失業等給付の種類		
		求 職 者 給 付	就職促進給付等	雇 用 継 続 給 付
一 般 被 保 険 者 （「受給資格者」）	高年齢継続被保険者、 短期雇用特例被保険者及 び日雇労働被保険者以外 の被保険者	基本手当 技能習得手当 寄宿手当 傷病手当 （法第13条～37 条）	就業手当 再就職手当 就業促進定着手 当 常用就職支度手 当 移転費 広域求職活動費 （法第56条の3 ～59条） 教育訓練給付金 （法第60条の2）	高年齢雇用継続 給付 育児休業給付 介護休業給付 （法第61条、61 条の2、61条の4 及び61条の6）
高 年 齢 継 続 被 保 険 者	被保険者であって、同 一の事業主の適用事業に 65歳に達した日の前日 から引き続いて65歳に達 した日以後の日において 雇用されている者（短期 雇用特例被保険者及び日 雇労働被保険者となる者 を除く）	高年齢求職者給 付金 （法第37条の2 ～37条の4）		
短期雇用特例被保険者 （「特例受給資格者」）	被保険者であって、季 節的に雇用される者又は 短期の雇用に就くことを 常態とする者	特例一時金 （法第38条～40 条）	常用就職支度手 当 移転費 広域求職活動費 （法第56条の3 ～59条）	
日 雇 労 働 被 保 険 者 （「日雇受給資格者」）	被保険者である日雇労 働者であって法第43条各 号のいずれかに該当する もの	日雇労働求職者 給付金 （法第45条～56 条の2）	常用就職支度手 当 移転費 広域求職活動費 （法第56条の3 ～59条）	

※1 短時間労働被保険者については、平成19年10月以降、その被保険者区分を廃止し、一般被保険者及び高年齢継続被保険者に統合している。

※2 短期雇用特例被保険者が失業した場合において、特例一時金の支給を受けることができる資格を有する場合に、特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、特例一時金を支給しないものとし、一般の受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、基本手当（特例訓練分）、技能習得手当及び寄宿手当が支給される（法第41条）。

4. 基本手当

求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業（被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること）し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。

基本手当は、基本手当所定給付日数分、個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付及び全国延長給付の5種類ある。

(1) 受給要件

① 一般の離職者の場合

離職の日以前2年間に、被保険者期間（被保険者であった期間内のうち、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上であるものを1ヵ月として計算）が通算して12ヵ月以上

② 特定受給資格者又は特定理由離職者の場合

離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヵ月以上

※ 特定受給資格者…倒産、解雇等による離職者（法第23条第2項）

特定理由離職者…Ⅰ 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

Ⅱ その他のやむを得ない理由（体力の不足、妊娠、出産、育児等正当な理由のある自己都合）により離職した者（法第13条第3項）。

(2) 賃金日額

原則として、離職の日以前2年間ににおける最後の6ヵ月間の被保険者期間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額（法第17条）。

(3) 基本手当の日額

賃金日額に、当該賃金日額に応じた率（原則50%～80%）を乗じて得た額となる（法第16条）。

(4) 所定給付日数（法第22条・23条）

離職の日における年齢、被保険者期間、離職理由などにより決定される基本手当の支給日数をいう。

- ① 一般の離職者（②及び③以外の理由の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した者。）

	被保険者であった期間			
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難者

	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45～65歳未満	150日	360日

- ③ 倒産、解雇及び雇止め等により、離職を余儀なくされた者
(特定受給資格者及び特定理由離職者のうちみなし特定受給資格者)

	被保険者であった期間				
	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	——
30 歳以上 35 歳未満	90 日	90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日	90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

※特定理由離職者のうち特定受給資格者とみなされる者

特定理由離職者（４（１）②のⅠ及びⅡのうち被保険者期間が６ヵ月以上１２ヵ月未満（離職以前２年間）の場合。）であって、受給資格に係る離職の日が平成２１年３月３１日から平成２９年３月３１日までの間である者に係る基本手当の支給については、特定受給資格者とみなす（法附則第４条）。

(5) 給付日数の延長

- ①個別延長給付・・・特定受給資格者又は特定理由離職者のうちⅠの理由（有期労働契約が更新されなかったため）により離職した者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を原則６０日延長する。
(平成２９年３月３１日までの暫定措置)（法附則第５条）
- ②訓練延長給付・・・公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間（訓練受講のために待期している期間を含む。）内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう（法第２４条）。
- ③広域延長給付・・・厚生労働大臣が広域職業紹介活動をすることを命じた地域において、公共職業安定所長が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受ける事が適当であると認められる受給資格者について、一定の指定期間内に限り所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう（法第２５条）。
所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は９０日とする。
- ④全国延長給付・・・失業の状況が全国的に著しく悪化し、連続する４月間について基本受給率がそれぞれ４％を超えることかつ初回受給率が低下する傾向にない状況にあり、かつこれらの状態が継続すると認められた場合に、全ての受給資格者について、９０日を限度に所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう。（法第２７条）

5. 技能習得手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

受講手当及び通所手当の二種類の給付がある（法第 36 条）。

受講手当：日額 500 円（40 日まで）

通所手当：運賃相当額（上限月額 42,500 円）

6. 寄宿手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その扶養する同居の親族と別居して寄宿する場合に支給される（月額 10,700 円）（法第 36 条）。

7. 傷病手当

受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給される。

傷病手当の日額は基本手当の日額に相当する額とし、支給限度日数は基本手当の残日数とする。（法第 37 条）。

8. 高年齢求職者給付金

高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が 6 ヶ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される（法第 37 条の 2～37 条の 4）。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
日数	30 日分	50 日分

9. 特例一時金

短期雇用特例被保険者が失業し、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が 6 ヶ月以上ある場合に、30 日分（当分の間 40 日分）の基本手当の額に相当する額が支給される。（法第 38 条～40 条）。

10. 日雇労働求職者給付金

(1) 普通給付

普通給付とは、継続する 2 月間に 26 日分以上の印紙保険料を納付した者に、その翌月において印紙保険料の納付日数に応じて 13 日分から 17 日分の範囲内で失業している日について支給される（法第 45 条～50 条）。

(2) 特例給付

特例給付とは、継続する 6 月間に各月 11 日分以上かつ通算して 78 日分以上印紙保険料を納付した者に、その翌月以降 4 月間において 60 日分を限度として失業している日について支給される（法第 53 条～54 条）。

(3) 日雇労働求職者給付金の日額

納付した印紙保険料の額に応じて、第 1 級 7,500 円、第 2 級 6,200 円、第 3 級 4,100 円である（法第 48 条）。

11. 就業手当

基本手当所定給付日数分の支給残日数が 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である受給資格者が再就職手当の支給対象とならない形態で就業した場合において一定の要件を満たしたときに支給される。（支給金額は、基本手当日額の 30%（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ、第 3 項第 1 号））。

12. 再就職手当

基本手当所定給付日数分の支給残日数が3分の1以上である受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される（法第56条の3第1項第1号ロ、第3項第2号）。

支給額 残日数が「1／3以上」→残日数×基本手当日額×50%

残日数が「2／3以上」→残日数×基本手当日額×60%

13. 就業促進定着手当

再就職手当の支給を受けた受給資格者が再就職後6ヵ月以上定着し、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた場合に、基本手当支給残日数の40%相当額を上限に低下した賃金の6ヵ月分が支給される（法第56条の3第1項第1号ロ、第3項第3号）。

支給額 （離職前の賃金日額－再就職後賃金の1日分の額）

×再就職後6ヵ月賃金の支払基礎となった日数

14. 常用就職支度手当

受給資格者（基本手当所定給付日数分の支給残日数が3分の1未満である者に限る）、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者が、安定した職業に就いた場合に、90日（受給資格者の支給残日数が90日未満である場合には支給残日数、45日未満である場合には45日）に40%を乗じて得た額を基本手当日額（日雇労働求職者給付金の日額）に乗じた額が支給される（法第56条の3第1項第2号、第3項第3号）。

ただし、平成29年3月31日までの暫定措置として、安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、40歳未満である者についても適用する。（則附則第3条）

15. 教育訓練給付（一般教育訓練給付金）

一般被保険者期間が3年以上である者（在職者）又はあった者（離職者）（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が1年以上）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）が支給される（法第60条の2）。

16. 高年齢雇用継続給付（法第61条～61条の2）

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

一般被保険者期間が5年以上ある被保険者が、60歳以後基本手当を受給することなく、60歳到達時点の賃金に比べて75%未満の賃金で就労しているときに、65歳に達する月まで各月の賃金の15%を限度として支給される。

(2) 高年齢再就職給付金

60歳前に離職し、基本手当の支給を受けたことがある者（基本手当の算定基礎期間が5年以上あり、かつ、支給残日数が100日以上あることを要する。）が、60歳以後安定した職業に就いた場合であって、原則として60歳到達時点の賃金の75%未満で就労しているときに、各月の賃金の15%を限度として支給される。（基本手当の支給残日数が200日以上である時は2年間、100日以上200日未満である時は1年間。）

17. 育児休業給付（法第 61 条の 4）

(1) 育児休業給付金

一般被保険者が、1 歳（※ 1）（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前 2 年間にみなし被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上であったときに、当該休業開始 6 月までは休業開始前賃金の 67%（※ 2）相当額、それ以降は休業開始前賃金の 50%が支給される。

※ 1 当該労働者の配偶者が、子の 1 歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は 1 歳 2 ヶ月（パパ・ママ育休プラス制度、平成 22 年 6 月 30 日施行）

※ 2 平成 26 年 4 月 1 日以降に育児休業を開始した者が対象

(2) 平成 22 年 3 月 31 日までに育児休業を開始した者については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が支給される。

(ア) 育児休業基本給付金

被保険者が、1 歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前 2 年間にみなし被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上であったときに、当該休業期間中に各月育児休業開始前賃金の原則 30%相当額が支給される。

(イ) 育児休業者職場復帰給付金

育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者が、休業前から雇用されていた事業主に休業を終了した後引き続き 6 ヶ月以上雇用されていた場合、育児休業開始前賃金の 20%相当額に支給単位期間の数を乗じた額が支給される。

18. 介護休業給付金

一般被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前 2 年間にみなし被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上であったときに、支給単位期間（最長 3 月）について介護休業開始前賃金の原則 40%相当額が一括して支給される（法第 61 条の 6）。

19. 保険料

平成 26 年度雇用保険料率 13.5/1000

うち失業等給付分 10/1000（労働者、事業主で折半）

うち雇用保険二事業分 3.5/1000（事業主のみ）

（※建設業等の一部の業種は上記料率と異なる。）

〔率の算出方法〕

基本初回受給率＝（基本手当初回受給者数／被保険者数）×100（%）

基本受給率＝（基本手当受給者実人員／（被保険者数＋基本手当受給者実人員））
×100（%）

就職率＝（就職件数／受給者実人員）×100（%）

〔留意事項〕

1 昭和 56 年 7 月、雇用保険トータル・システム（電算処理）への移行に伴い、統計の計上方法を「データの内容月」から「データの処理月」を基準としたことから、それ以前の数値と連続しない。（例えば、3 月 25 日付けで資格喪失した者に係るデータを 4 月 1 日に電算入力した場合は、4 月分（翌年度）の資格喪失件数として計上される。）

2 平成 21 年 3 月 31 日施行の法改正に伴い、統計表を次のとおり一部変更（特定理由離職者区分の創設等）している。

(1) 日本標準産業分類改訂（平成 19 年）に伴い、平成 21 年度調査より新産業分類を適用している。

上記統計表：第 1 表～第 6 表、第 14 表（1）～第 15 表（3）、附表第 3 表（1）～附表第 3 表（2）

(2) 第 8 表（3）、第 8 表（6）を新たに作成。

旧第 8 表（3）→第 8 表（4）、旧第 8 表（4）→第 8 表（5）、旧第 8 表（5）→第 8 表（7）、旧第 8 表（6）→第 8 表（8）

(3) 旧第 17 表（3）を廃止。

旧第 17 表（4）→第 17 表（3）

(4) 第 27 表（19）～（26）、第 27 表（43）～（50）を新たに作成。

3 集計方法の変更に伴い、平成 26 年度年報では第 16 表を作成していない。

4 平成 26 年度以降は、離職票提出枚数の集計を廃止した。